

議案第19号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第9条まで 略 (管理職手当) 第10条 略 2 管理職手当の額は、その職員が <u>受ける給料月額</u> の100分の25を超えない範囲で規則で定める額とする。 3 略 第11条から第29条まで 略 附 則 1から28まで 略 別表第1 略 別表第2（第5条関係）	第1条から第9条まで 略 (管理職手当) 第10条 略 2 管理職手当の額は、その職員が <u>属する職務の級における最高の号給の給料月額</u> の100分の25を超えない範囲で規則で定める額とする。 3 略 第11条から第29条まで 略 附 則 1から28まで 略 別表第1 略 別表第2（第5条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
7 級	副理事の職務
8 級	理事の職務

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
7 級	次長の職務
8 級	理事及び副理事の職務

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。